

○越谷市サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等の取扱指針

平成27年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1 この指針は、越谷市内における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録に関し規模の基準及び第7条第1項の規定によるほか越谷市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要領第17条の規定に基づき、登録基準等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2 登録の基準は、次項に規定する場合を除き、法第7条1項のとおりとする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）施行日の前日までに建築工事が完了した建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る登録が行われる場合の各居住部分の床面積は、法第7条第1項第一号及び共同省令第8条の規定にかかわらず、20平方メートル以上とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するための十分な面積を有する場合で、かつ、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針における介護居室の床面積の算定方法に準じて算定した面積が13.2平方メートル以上の場合は、この限りでない。

(面積の計測方法等)

第3 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第8条及び第5条第2項の居住部分の床面積は、壁芯で計測し、水洗便所、洗面設備等の設備に係る面積及びパイプスペ

ース並びにメーターボックスを含むものとする。

2 共同省令第8条の、居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合とは、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、通路に要する部分及びサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分並びに専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等が使用する部分は含まない。）の面積の合計を25平方メートルに満たない居住部分の数で除した面積と、各居住部分の床面積を合算した面積がいずれも25平方メートル以上となる場合とする。

3 第2の第2項の規定による居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合とは、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、通路に要する部分及びサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分並びに専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等が使用する部分は含まない。）の面積の合計を20平方メートルに満たない居住部分の数で除した面積と、各居住部分の床面積を合算した面積がいずれも20平方メートル以上となる場合とする。

（共同利用の設備）

第4 共同省令第9条ただし書の、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 共用部分に備える台所については、次に掲げる要件の全てを満たす場合。

ア コンロ、シンク及び調理台を有すること。

イ 居住部分の数10戸ごとに台所を1組以上設置すること。ただ

し、事業者が食事の提供サービスを行うときは、住宅内に事業者専用の台所及び入居者専用の台所をそれぞれ1組以上設置するものとする。

ウ 居住部分のある階ごとに台所を設置すること。ただし、他階に共同台所が設置されている場合であって、エレベーターを使用して各居住部分から自由に行き来し、当該台所を容易に利用することができるときは、この限りでない。

(2) 共用部分に備える収納設備については、入居者が必要な時間に自由に利用できるように整備する場合。

(3) 共用部分に備える浴室については、次に掲げる要件の全てを満たす場合。

ア 浴槽及び洗い場を有すること。

イ 居住部分のある階ごとに浴室を設置すること。ただし、他階に共同浴室が設置されている場合であって、エレベーターを使用して各居住部分から自由に行き来し、当該浴室を容易に利用することができるときは、この限りでない。

ウ 居住部分の定員10名ごとに浴室を1箇所以上設置すること。ただし、複数名が同時に入浴可能な共同浴室が設置されているときは、この限りでない。

エ 入居者の入浴に関して、適切な入浴計画が定められていること。また、複数名が同時に入浴可能な共同浴室を設置するときは、男女別に利用できるように計画すること。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年10月1日から適用する。